

総合地球環境学研究所研究プロジェクト等実施細則

平成 28 年 3 月 10 日制 定

令和元年 12 月 10 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 この細則は、総合地球環境学研究所プログラムプロジェクト規則（平成 28 年 3 月 10 日制定規則第 60 号）第 10 条の規定に基づき、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）における研究プロジェクト及びその準備研究並びに戦略的研究（以下、研究プロジェクト及びその準備研究並びに戦略的研究を併せて「研究プロジェクト等」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(インキュベーション研究)

第 2 条 実践プロジェクトのインキュベーション研究（以下「IS」という。）は、研究所内外への公募を行い、その採択については、所定の形式による書面審査及び IS 提案者の発表による公開ヒアリングを実施の上、研究プロジェクト所内審査委員会（以下「PRT」という。）での審査を経て研究戦略会議で決定する。

- 2 IS の公募手続き等は、共同研究委員会及び研究戦略会議の議を経て所長が決定する。
- 3 IS の実施期間は、6 ヶ月又は 1 年とする。
- 4 IS 提案者は、希望するプログラムディレクターと連携し、研究プロジェクト設計を進めるものとする。

(実践プロジェクトの予備研究)

第 3 条 実践プロジェクトの予備研究（以下「実践 FS」という。）は、次に掲げる審査手続きにより開始される。

- 一 前条の IS から実践 FS への移行については、FS 責任者候補の発表による公開ヒアリングを実施の上、PRT での審査を経て研究戦略会議で決定する。
- 二 実践 FS 段階からの研究の開始については、研究所内外への公募を行い、その採択については所定の形式による書面審査及び FS 責任者候補の発表による公開ヒアリングを実施の上、PRT での審査を経て研究戦略会議で決定する。
- 2 前項第 2 号の実践 FS の公募手続き等は、共同研究委員会及び研究戦略会議の議を経て所長が決定する。
- 3 FS 責任者候補は、第 1 項の審査手続きにおいて、実践 FS（個別連携型）又は実践 FS（機関連携型）の種別の選択を行う。
- 4 実践 FS の実施期間は、原則として 6 ヶ月又は 1 年とし、本実施細則第 4 条第 4 項に規定する実践 FS の継続及び第 6 条に規定する再 FS の場合を除いて、年度を超えることはできない。
- 5 FS 責任者は関係するプログラムディレクターと連携し、研究プロジェクト設計を進め

るものとする。

(実践プロジェクトの本研究)

第4条 実践FSから実践プロジェクトの本研究（以下「実践FR」という。）への移行は、研究プログラム評価委員会（以下「EREC」という。）での評価に基づき、研究戦略会議での審議を経て運営会議で決定する。

- 2 前項のERECに付議する実践FSは、FS責任者の発表による公開ヒアリングを実施の上、PRTの審査を経て研究戦略会議で決定する。
- 3 実践FRの期間は、PRT及び研究戦略会議の審議を経て、運営会議で決定する。
- 4 第1項の手続きにおいて、実践FRへの移行が認められたにもかかわらず次年度当初に開始することができない場合、研究プロジェクト開始までは実践FSとして継続するものとする。

(プレリサーチ)

第5条 前条第1項の実践FRへの移行決定後、必要に応じて、1年を限度に実践FRの事前にプレリサーチを実施することができる。

(実践再FS)

第6条 ERECの審査を受けた実践FSが、次年度に限り実践FSとして継続することができるかの可否については、PRTの議を経て、研究戦略会議が決定する。

- 2 継続を希望する実践FS責任者は、ERECの審査結果を踏まえ、その研究計画等について、所属するプログラムディレクターと十分協議しなければならない。

(コアプロジェクト)

第7条 コアプロジェクトの予備研究（以下「コアFS」という。）は、研究所内外への公募を行い、その採択については、所定の形式による書面審査及びコアFS責任者候補による公開ヒアリングを実施の上、PRTでの審査を経て研究戦略会議で決定する。

- 2 コアFSの公募手続き等は、共同研究委員会及び研究戦略会議の議を経て所長が決定する。
- 3 コアFSの実施期間は、原則として1年とする。
- 4 コアFSからコアプロジェクトの本研究（以下「コアFR」という。）への移行は、ERECでの評価に基づき、研究戦略会議での審議を経て運営会議で決定する。
- 5 前項のERECに付議するコアFSは、FS責任者の発表による公開ヒアリングを実施の上、PRTの審査を経て研究戦略会議が決定する。
- 6 第4項の手続きにおいて、コアFRへの移行が認められたにもかかわらず次年度当初に開始することができない場合、コアプロジェクトの開始まではコアFSとして継続するものとする。

(戦略的研究)

第7条の2 特定共同研究は、プログラムディレクター又は研究基盤国際センター長が提案し、その採択については、研究戦略会議で審議決定する。

2 ポスト・コアプロジェクト研究は、終了するコアプロジェクトのリーダーが提案し（以下「ポスト・コアプロジェクト研究責任者」という。）、その採択については、研究戦略会議で審議決定する。

(研究費の配分)

第8条 研究プロジェクト等の研究費配分については、研究戦略会議で審議決定する。

(研究プロジェクトメンバー)

第9条 研究プロジェクト等のメンバー（以下「メンバー」という。）は研究代表者が選任し、次のいずれかの資格を満たすものとする。

- 一 大学その他の研究機関に所属する研究者
- 二 大学院生
- 三 その他、プログラムディレクター又は研究基盤国際センター長が前二号と同等の研究推進能力を有すると認めた者

2 所長は、原則として、前項により選任されたメンバーについて、人間文化研究機構共同研究員規程（平成16年11月15日人間文化研究機構規程第63号）に基づく共同研究員の委嘱を行う。

(コアメンバー)

第10条 研究プロジェクト等のコアメンバーは、次のいずれかの資格を満たすものとする。

- 一 研究所内の常勤研究教育職員、非常勤研究員、外国人研究員、国内客員教員
- 二 研究所外の大学その他の研究機関に所属する研究者
- 三 その他所長が特に研究プロジェクト等実施に必要と認めた者

(研究プロジェクト等の評価等)

第11条 プログラムディレクター及び研究代表者は、研究プロジェクト等の進捗状況について、毎年度の EREC において報告する。

- 2 プロジェクトリーダーは、終了年度に開催される EREC に研究プロジェクトの最終報告を行い、総合的な評価を受ける。
- 3 EREC の評価結果は、印刷物、電子データ及びホームページなどの媒体により広く公表する。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 総合地球環境学研究所研究プロジェクト実施細則（平成22年12月20日制定）は、廃

止する。

附 則

この細則は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 9 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和元年 12 月 10 日から施行する。